

地方公務員災害補償基金定款の一部を変更すること

地方公務員災害補償基金定款（昭和四十二年自治許第五百九十一号）の一部を次のように変更する。

千分の〇・九〇	千分の一・〇〇
千分の一・一六	千分の一・〇七
千分の三・一六	千分の三・三九
千分の二・三三	千分の二・四五
千分の一・九五	千分の一・六五
千分の一・八六	千分の一・九五
千分の三・四三	千分の四・一八
千分の三・七七	千分の四・一二
千分の一・〇九	千分の一・〇八

別表第二（第十七条の二関係）中

を

に改める。

## 附 則

- 1 この変更は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 変更後の別表第二の規定は、令和二年度分の負担金から適用し、令和元年度分までの負担金については、なお従前の例による。